インフォメーション

令和5年2月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報!

Tel 04-7141-5039

国税のスマホ納付がスタート! 令和4年12月1日~

電子納税とは、国税の納付手続きをインターネット経由により電子的に行う手続きです。 電子納税による手続きで、昨年12月よりスマホアプリ納付が利用可能となっています。

1. 利用可能な税目

全ての税目が納付可能です。また、本税に加えて附帯税の納付も可能です。 印紙を貼り付けて納付する場合等、利用できない税目があります。

2. 利用可能な Pay払い

次の6つのPay払いから納付手続きが行えます。













3. 納付手続きの流れ

インターネットの利用が可能なスマートフォンから、『国税スマートフォン決済専用 **サイト**』ヘアクセスして行います。

スマホアプリ納付の手続きは、上記サイトへのアクセス方法により異なります。

- ① e-tax の受信通知からアクセスする場合 e-tax を利用して申告書の送信をした後に、メッセージボックスに格納される受信 通知からアクセスします。
- ② 確定申告書等作成コーナーで出力される二次元コードからアクセスする場合 確定申告書等作成コーナーで申告書を書面で作成し、申告書等と共に出力される 納付用二次元コードを読み取りアクセスします。
- ③ 国税庁ホームページからアクセスする場合 国税庁ホームページに表示されている『国税庁スマートフォン決済専用サイト』への リンクからアクセスします。

4. スマホ納付の注意点

- ① スマホ納付は、夜間休日を問わず24時間いつでも利用可能。
- ② スマホ納付の場合には、領収証書は発行されません。
- ③ スマホ納付の利用上限金額は30万円です。
- ④ スマホ納付の、決済手数料はかかりません。

国税スマートフォン決済専用サイト・・・https://kokuzei-sp-noufu.gmo-pg.com/